

再生計画に基づく最終弁済のご案内

平成 28 年 7 月 15 日
日本振興清算株式会社
(旧商号: 日本振興銀行株式会社)

日本振興清算株式会社は、平成 22 年 9 月 13 日東京地方裁判所により民事再生手続開始決定を受け、平成 23 年 12 月 14 日、再生計画の認可決定が確定し(以下、認可決定を得た再生計画を「本件再生計画」といいます)、平成 26 年 12 月 15 日東京地方裁判所により再生手続の終結決定を受けましたが、引続き、本件再生計画を遂行しております。

この間、本件再生計画に基づき、再生債権に対する第 1 回弁済として「元本並びに開始決定日前日までの利息及び損害金の合計額」(以下、「本件基準債権額」といいます)に対する 39%の実施、中間弁済として本件基準債権額に対する 19%の実施、を順次行ってまいりました。

さて、この度全ての資産の換価が終了したことにより、本件再生計画に定める「最終弁済」が可能となりましたことから、その実施をご案内申し上げる次第です。

今回の弁済が本件再生計画に基づく再生債権の弁済として、最終の弁済となります。

1 最終弁済の内容

最終弁済につきましては、本件再生計画の定めに従い、**本件基準債権額に対する 2.95686%に相当する額を平成 28 年 9 月 20 日以降、順次実施いたします。**

弁済方法につきましては、3に記載しますとおり、原則として再生債権者様にご指定いただいた金融機関の口座へ送金する方法により弁済いたします。

なお、第1回弁済、中間弁済及び最終弁済を合計した全体としての弁済率は、60.95686%となります。

2 弁済通知書について

弁済通知書は、平成 28 年 7 月 25 日以降、順次発送いたします。到着まで暫くお待ちください。なお、届出いただいているご住所に変更がある再生債権者様におかれましては、当社までご連絡くださいますようお願いいたします。

3 弁済金の送金口座について

弁済金をお支払いする金融機関の口座につきましては、原則として中間弁済時にご指定いただいた口座(※)へ送金いたします。この場合、再生債権者様において、特段の手続きをお取りいただく必要はございません。

中間弁済時の口座とは別の口座へ送金をご希望される場合は、弁済通知書の同封書類をご確認ください。

また、現在までに中間弁済金を受領していない再生債権者様で、最終弁済金を金融機関の口座振込により受領することを希望される場合につきましても、弁済通知書の同封書類をご確認ください。

※中間弁済時の口座が第1回弁済時にご指定いただいた口座と同じ場合は、その口座へ送金をします。

4 最終の免除と法人の結了について

再生債権の本件基準債権額から第1回弁済及び中間弁済並びに最終弁済の弁済額合計額を控除した残額は、本件再生計画における最終免除の定めに従い、免除を受けます。

なお、再生手続開始決定日以後の利息・損害金全額につきましては、本件再生計画に従い再生計画認可決定の確定の日の翌日である平成23年12月15日に免除を受けております。

日本振興清算株式会社につきましては、最終弁済の後、清算手続を進め残務を終え次第、清算法人として結了する予定となっております。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

記

日本振興清算株式会社 再生推進室

フリーダイヤル 0120-60-6900

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日除く)

なお、法人の結了の手続きの中で、上記の問い合わせフリーダイヤルも閉鎖する予定となっておりますので、あらかじめご了承ください。

以上